

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第4回 所沢市いじめ問題対策委員会
開催日	令和6年 11月21日(木) 13時30分から15時30分
開催場所	所沢市立教育センター セミナーホール
出席者の氏名	赤堀 侃司 木村 幸子 小林 治 古山 智啓 山崎 雄一郎 小中 淳子 高田 美智子 武弓 清貴 島 吉孝 末竹 眞智子
欠席者の氏名	桂川 泰典
議 題	3 協議及び報告(公開) (1) 令和6年度第1回生徒指導に関する調査結果について【公開】 (2) 学校いじめ防止基本方針の実行度の調査、効果の検証について【公開】 (3) いじめ未然防止プログラムの進捗状況について【公開】 (4) いじめ防止基本方針の改訂について【公開】
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1-1 令和6年度第1回生徒指導に関する調査の結果 ・資料1-2 令和5年度児童生徒の間行行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(所沢市) ・資料2-1 学校いじめ防止基本方針実行度評価実施要項 ・資料2-2 学校いじめ防止基本方針実行度評価表 ・資料3 いじめ未然防止プログラム進捗状況報告 ・資料4 所沢市いじめ防止基本方針【R6年度改訂案】
担当部課名	<p>教育委員会 教育長 中島 秀行</p> <p>学校教育部 部長 中田 利明 次長 櫻井 誠 参事 吉川 誠</p> <p>学校教育課 主幹 刈谷 和哉 指導主事 虫本 大介 指導主事 今井 知博 指導主事 宮岡 修平 指導主事 佐瀬 孝太郎</p> <p>学校経営アドバイザー 田中 和貴 学校経営アドバイザー 川音 孝夫 学校経営アドバイザー 横須賀 邦子</p> <p>生徒指導・いじめ問題対策員 伊勢 浩明</p> <p>教育センター 担当参事兼所長 中村 啓 主幹兼副所長兼教育相談室長 高鍋 英彦 副主幹 和田 里恵 指導主事 岡田 香代</p>

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局 教育長 事務局 事務局	<p>1 開会</p> <p>2 教育長挨拶</p> <p>3 報告及び協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録の確定方法は、委員長の承認により確定することを確認した。 ・傍聴の希望がないことを報告した。
事務局 委員 委員 事務局	<p>【公開】</p> <p>(1) 令和6年度第1回生徒指導に関する調査結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和6年度第1回生徒指導に関する調査結果」について、【資料1-1】に沿って市内の状況を報告した。 ・【資料1-2】を資料提供した。 ・暴力行為の認知件数について、ここ数年は横ばいの状況となっているが、小中学校ともに生徒間暴力が増加している。 ・いじめの認知件数について、小学校全体で若干の減少、中学校全体では増加している。 ・1人1台端末を使ったいじめは0件であった。児童生徒主体のルールづくりを行っている学校がある。 ・令和5年度に認知したいじめの解消率について、今年度7月末の時点で解消率は小学校では97.4%、中学校では92.3%となっている。 ・30日以上長期欠席者について、小中ともに横ばいの状況となっている。不登校について、小学校で増加、中学校ではほぼ横ばいの状況となっている。 ・不登校の主な要因について、小学校では「学業の不振や頻繁な宿題の未提出がみられた」、中学校では、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」の回答が多かった。 ・チャット機能を活用して、1人1台端末を使ったいじめを体験して学べる授業がつけられると面白い。 ・児童生徒主体のルールづくりとあったが、具体的な例とか分かれば教えてほしい。 ・例えば、中学校だと、chromebook 利用委員を生徒主体で立ち上げ、子どもたち主体の委員会のなかで、ルールを作成し運用している。また、小学校では、児童会を中心にルールを作成したという実践例を聞いている。
事務局	<p>(2) 学校いじめ防止基本方針の実行度の調査、効果の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の実行度の調査、効果の検証について、【資料2-1】「学校いじめ防止基本方針実行度評価 実施要項」に沿って説明をした。 ・各校が5月に学校いじめ防止基本方針の実行計画を立案し、1月に実行度評価表を用いて実行度を自己評価する。実行度の評価をもとに、次年度に向けて各校において学校いじめ防止基本方針の実行度の課題と対策をまとめ、引き継いでいく。 ・市教委としては、各校の実行計画、実行度評価を生徒指導・教育相談訪問を通して各校に指導助言をしていく。実行計画や実行度評価の分析を校園長会や生徒指導主

	<p>任研修会で学校と共有をするとともに、所沢市いじめ問題対策委員会に報告をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度については、1月に各校から実行度評価の報告を受け、市教委として市内の学校の現状を分析していく。 ・評価表は、所沢市いじめ防止基本方針に記載されているいじめ問題に関する取組や対応を8つの項目に分類している。それぞれの4つの指標は、5段階評価をプルダウンで選択するようになっている。項目ごとや総合の判定は自動で判定されるようになっている。 ・2月のいじめ問題対策委員会で結果と分析を報告する。
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で実行度を評価するのはだれになるのか。 ・全教職員で評価することを考えている。記入者職には校長や教頭、生徒指導主任などが選択できるようになっている。
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、評価表の2の(2)にマニュアルを活用した研修を実施したとあるが、この項目を5段階で評価するのは難しいのではないかと。項目によっては「実施した、実施していない」の2段階評価でもよいのではないかと。 ・実施の内容によって5段階で評価をしてもらうことを考えている。実行度が0～20%なら1、21～40%なら2と、20%刻みで5段階の評価をする。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、職員会議の中で20分やったとか、これに特化した研修会を1時間実施したなどで評価をすることができる。評価しにくいものについては、前回伝えているが学校に具体的な評価目安を示す。評価責任者は校長である。
事務局	<p>(3) いじめ未然防止プログラムの進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料3】「いじめ未然防止プログラム進捗状況報告」のスライドに沿って説明をした。 ・いじめ未然防止プログラムの具体的な実践の様子について、協力校での「いじめ未然防止に関わる取組」の年間計画や、実態に合わせていじめ未然防止の視点に立った道徳の授業の実践について動画を視聴しながら報告した。 ・最終的には、相手の気持ちになることや、相手を思いやる力を育てていけるように、生徒自身に考えさせるような良い取り組みだった。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭への啓発という点では良い取り組みだが、話し合うことが難しい家庭に対してアプローチする方法も考えたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・本来は家庭の中で行うことなので、授業で扱わなければならないという現状を前提に地域や家庭を巻き込んで取り組む必要がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開もよいが、生徒の素直な反応が出る通常の授業と両立できるとよい。いじりというコミュニケーションは高度であるということを理解させたい。また、ソーシャルスキルトレーニングの時期について、今回の授業の後にあまり時間をかけず行うなど、効率的にできるように計画したい。道徳は正解を教えるものではないので、情報を与えて考えさせていくという意味で良い取り組みだった。反面、今の子どもたちは「正解が欲しい」という感覚があるので、この授業をどう解釈しているのか興味がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的には、相手を思いやる気持ちを育むことを目指したい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・価値観が多様化しているので、ルール作りや規範意識の向上については、教師から

<p>委員 委員</p>	<p>の一方的な押し付けではなく、子供の意見を取り入れるようにしていけるとよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじりは完全によくないものだ」となってしまうように留意しておきたい。 ・約 10%の子供が周囲の気持ちがわからない状況にある
<p>事務局</p>	<p>(4) いじめ防止基本方針の改訂について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の改訂について【資料 4】に沿って報告した。 ・現行の所沢市いじめ防止基本方針は、令和 4 年 10 月に改定し、2 年が経過している。本市においては、これまでの間、安全安心な学校と地域づくり推進事業の変更、学校運営協議会制度の新設、いじめ未然防止対策事業の新設等があった。また、令和 6 年 8 月のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂を受け、今回一部改訂をする方向で調整している。 ・国と県の「いじめ防止等のための基本的な方針」については、現在のところ変更の予定がないことを確認しており、以下の変更とした。 <ul style="list-style-type: none"> ① 安全安心な学校と地域づくり推進本部会議、支部会議の名称変更 ② こども相談センターの名称変更 ③ 安全安心対策推進員の名称変更 ④ いじめ問題対策連絡協議会を追加 ⑤ 学校運営協議会を追加 ⑥ 学校経営アドバイザーを追加 ⑦ いじめ未然防止、重大事態の項目における見直し ⑧ その他経営アドバイザーはどんな立場の方々か。
<p>委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心対策推進員が学校経営アドバイザーと改名している。校長 OB が学校の管理職へ諸課題の対応等の助言をしている。 ・【資料 4】10 ページにある 4(1)①エにある学校評議員は廃止になるのではないか。
<p>委員 議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局は市町村の組織体制に則って適切に改訂を進めていただきたい。
<p>事務局</p>	<p>4 諸連絡</p>
<p>事務局</p>	<p>5 閉会</p>